

会議要旨録

会議名称	第9期・第3回米沢市介護保険運営協議会		
開催日時	令和7年7月1日（火）13：30～14：55		
開催場所	米沢市役所 3階 303会議室		
出席者	委員区分	氏名	所属団体等
	1号委員 （会長）	加藤 守匡	米沢栄養大学 教授
	1号委員	田中 雄二	米沢市医師会 理事
	1号委員	丸山 憲嗣	社会福祉法人米沢弘和会 総務部長
	1号委員 （副会長）	渡部 宏一	米沢市歯科医師会 会長
	2号委員	岡崎 正	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
	2号委員	菅井 晃子	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員
	2号委員	齊藤 麗子	米沢市シニアクラブ連合会 女性部代表
	2号委員	鈴木 ひろ子	米沢市社会福祉協議会 権利擁護課 主任
	2号委員	長沼 勇作	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長
	2号委員	後藤 健一	米沢市コミュニティセンター館長会
	3号委員	五十嵐 勝	被保険者代表
	3号委員	木村 典子	被保険者代表
	3号委員	情野 薫	被保険者代表
欠席者	2号委員	多田 智美	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長
	2号委員	草刈 美紀	米沢市ボランティア連絡協議会 会長
事務局 出席者	健康福祉部長、税務課長補佐、納税課長補佐、保険年金課長、社会福祉課長、健康課長、高齢福祉課長、高齢福祉課長補佐、高齢福祉課地域包括支援主査、高齢福祉課介護認定給付主査、高齢福祉課高齢者福祉主査、高齢福祉課事業管理主査		
傍聴者	1人		
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 会長あいさつ 4 報告 （1） 地域密着型サービス事業所の指定更新等について （2） 令和6年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込） （3） 令和7年度介護保険事業勘定特別会計予算報告 5 協議 （1） 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の新規指定申請について （2） 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の施策・事業の評価と課題について		

	(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に関する意見書について（お願い） (4) その他 6 その他 7 閉会
会議内容	
1	開会
2	委嘱状交付 米沢市コミュニティセンター館長会所属の委員の交代があったため、新たな委員に委嘱状を交付し、委員、事務局共に自己紹介をした。
3	会長あいさつ 皆さんどうもこんにちは。 最近非常に暑い中、出席いただきありがとうございます。 本日は第3回ということで、次の計画策定に向けた調査方法についての見直しを含めた話が出ると思います。ぜひ皆さん、忌憚ない意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。 規定により、会長が会議の議長となっているため、ここからの進行は会長に引き継ぐ。 なお、本会議の定足数は規定要件を満たしているため、本協議会は成立した。 また、本日の会議及び会議録について非公開とすべき案件はないと事務局から報告がある。
4	報告 (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について 事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。 主な質疑は以下のとおり 【委員】 毎回のようには休止と廃止の話が出てくるようなので、内容について深くお聞きしたいです。ユートピアライフは経営上の問題があるということでしたけれども、それにしても、人員確保できないということが理由だと思います。これは、全体的には本当に人手が不足しているのか、それとも施設数が多すぎて人の奪い合いになっているのか、あるいは施設数はまだまだ足りないということでもっと人員が必要だとすると、何らかの対策、支援が必要ではないかと思いますので、需給バランスも含めてお聞きしたいと思います。 【事務局】 概況について、こちらで把握できている部分について、御説明したいと思います。 委員が御指摘のとおり、毎回休止、廃止について報告している現状です。 記載のとおり、休止、廃止に至る一番の理由としましては、やはり人員の確保ができ

ないということです。介護福祉サービスの現場は、やはり全体的に他の産業の賃金や労働条件の面で人材確保が厳しいという情報が出ています。

市としましては、既存の事業所にお勤めになる介護従事者が離職しないよう、介護技術の研修会等を開催しているところですが、なかなか歯止めがかからないという状況です。

後の資料にも出てきますが、実際、米沢市の要介護認定者数につきましては、令和元年以降、減少傾向です。見方を変えれば、いわゆる元気な高齢者の方が増えてきているように思いますが、後期高齢者の人数が、世代的には増えてくる部分もございますので、その辺りの世代の皆さんの介護予防をまずは全体的に進めた上で、事業所につきましては、認定者数の減少等も見ながら、今後第 10 期の計画が令和 9 年度から始まりますので、事業所の需要と供給のバランスを見ながら、管理していかなければならないと思います。

(2) 令和 6 年度介護保険事業勘定特別会計決算報告（見込み）について
事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

主な質疑は以下のとおり

【委員】

決算の質問とは少しずれてしまうかもしれませんが、資料の方の 5 ページについてです。

特別会計決算見込みについて、先ほど認定者数の状況について触れていただきましたが、令和 6 年は令和 5 年と比較すると要支援の認定を受ける方が増加し、要介護の認定者が減少したとございます。具体的に数字の方も出ておりまして、令和 5 年度末の要支援計が 1005 人。令和 6 年度末は 1092 人ということでプラス 87 人。一方、要介護の方につきましては、3442 人が令和 5 年度末。令和 6 年度末は 3336 人ということで、マイナスの 106 人となっております。これについて、前回の資料を見返したところ、令和 4 年末では要支援者数は 900 人ですので、192 人が増えていることになります。一方で要介護者数については、令和 4 年度末が 3610 人でしたので、マイナス 274 人となり、御報告のとおり要支援者数が年々増えてる状況にあります。このことについて、現在どういった状況なのか、もう 1 回確認したいと思います。

先ほどの質問にも触れると思いますが、様々な介護予防等の活動が功を奏して、要支援の方が要介護状態に移行するのを抑えられているのか、あるいは要介護 1 とかの方が様々な活動を通して、介護度が軽減されているのか、要支援の方が増え、要介護度の方が減っているというところをポジティブに捉えるべきなのかどうか、その辺りを市としてはどのように考えているのか確認させてください。

【事務局】

本市の取り組みとしましては、様々な介護予防教室であったり、フレイル対策に力を入れてきました。

それはコロナ禍以前からそのようなところに力を入れてきておりまして、コロナ禍では、一部活動が制限されたところがあったかと思いますが、すでにそうした教室に参加

されていた方の健康意識の高まりということで効果があったのではないかと考えております。

ですので、実際に介護が必要となる場面が訪れたとしても、介護度が必要になっていくスピードが緩やかになったのではないかと捉えております。

【委員】

資料１の１ページの保険料について、歳入の部分で予算額よりも、決算額の方が大分増えているように見えます。こちらは、どのような理由で増えているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

翌年度の予算編成につきましては、前年度の１０月から１１月辺りを目途に作業を開始します。

その段階では、保険料収入につきましても、見込みで計算しております。

実際、保険料の算定につきましては、各々の方の所得等に基づく税金の申告を踏まえ、保険料算定になることから、差が生じてくるところです。

（３）令和７年度介護保険事業勘定特別会計予算報告について
事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

主な質疑は以下のとおり

【委員】

先ほど人材不足の話が出ておりましたが、予算概要の中の総務費で広報よねざわに介護の仕事の魅力を発信するということで、要はＰＲの推進ということだと思います。これから現場で働いてもらうのは若い人たちですから、中学生だと職場体験があり、私の娘も中学生の時に実際に介護施設に行ったことを今思い出しました。介護の仕事は、実際に家族等がサービスを受けてないと、どんな仕事なんだろう、と全くわからないと思うので、少しでも子供たちや若い人たちに興味を持ってもらえるような施策も必要だと思いますので、今後とも考えていただければと思います。

【事務局】

今回の特集記事で組む内容については、対象を中学３年生から高校生に向けて、将来自分の職業を選択する際に介護の仕事を考慮に入れてもらえるよう、地域包括支援センターの方に御協力をいただきまして、こうした相談業務もあるということをＰＲしようと考えております。

５ 協議

（１）介護予防日常生活支援総合事業（第１号事業）の新規指定申請について
事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

質疑はなし

(2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の施策・事業の評価と課題について事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

主な質疑は以下のとおり

【委員】

要支援から要介護になる人が減っているという一つの流れがある中で、廃止になる事業があったり、別の事業と統合されたりしていますが、行政職は限られた人材ですので、民間との協力も1つの方向性ですが、やはり手を広げすぎると薄くなりがちです。周知徹底と言いながら、どの程度、各養成者が周知にまわっているのかというと、やはり数が多いほどしっかりやれない部分が出てきますので、非常に行政は努力していると思いますが、今後は分野を整理することも考えていただく必要があるかと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。

様々な事業をしていく中で、事業評価は必ず出てきますので、地域支援事業の実施にあたっては、PDCAサイクルに基づいて精査した上で進めていきたいということで、本年度、昨年度の事業の中でも、評価を踏まえて整理をし、新たなものとして統合するという形をとっております。

情報発信につきましても、こういった効果が得られやすいのかという点も精査しながら今後とも努めていきたいと思っています。

【委員】

4点申し上げたいと思います。

1点目は19ページの認知症施策の推進の認知症バリアフリーの推進についてです。

今のところの実績は、心の健康づくり宣言分野での登録は、2団体のようにすけれども、広く地域社会に受け入れてもらうためには、本当にこれは有意義なことと思いますし、道の駅米沢さんや、おいたまの郷さんのように、まず足元から登録団体が増えていくことを願っております。

なお、健康長寿応援団の登録は分野ごとになっているのでしょうか。細かいところがわかりませんでしたので、後で御説明をお願いします。

2点目は、22ページの在宅医療介護連携体制の充実のところ です。

令和5年から、市の直営型で運営されてきたわけですが、令和7年の4月から三友堂病院に業務委託を行うということで、本来あるべき病院の姿に戻られたと思うので、私としては、良かったと思っております。今後の在宅医療介護連携体制の充実を期待しております。今はどのように運営されているのか、三友堂病院のどの部署に設置されたのか、わかる範囲で直近の3ヶ月の様子を教えてください。

3点目は、34ページの家族介護者交流支援事業についてです。

家族介護をなさっている方々の負担は本当に大きいと思います。ただ昨今、介護者に

とって身近に多くの支援の手があって、孤立することも少なくなっている印象があります。ただ、この事業は、当初の介護保険の中では、家族介護者交流支援事業で救われた介護者の方はすごく多かったのではないかと思います。今後、形を少し変えるようですけれども、家族介護者向けの介護教室の開催を通して、介護者同士の交流の発展を期待したいと願っているところです。

4点目は、45ページの生活支援サービス充実の中のアんしん電話事業のところになります。

今まで固定電話でなければ利用ができないということで、仕方ないことだろうと、ずっと思っていました。ただ、固定電話を持つ方も減少してきており、携帯電話は比較的皆さんが持っているわけで、固定電話がなくても携帯電話でこの事業が進められるのであれば、本当に安心して暮らせるのではないかと思います。令和7年度に向けた今後の方針の時点で、固定電話がなくても事業実施できるかを含めて、事業の見直しについて前向きな姿勢で取り組んでいくという方針が打ち出されておりましたので、心強いなと思ったところです。

本当に大変かもしれませんが、実現に漕ぎつけていただきたいと思います。そして、その辺りの感触についても教えていただきたいと思います。

以上、4点です。お願いします。

【事務局】

健康長寿応援団に関する点については、健康課で市民の健康づくりを応援する団体、企業等、各分野で主体的に健康づくりのパートナーとして取り組んでいただけるような団体を募集している制度です。この認証に関しましては、分野ごとに施設の方にそういったサポーターがいるということで、市民の方等から応援される形で企業さんの方から登録する形で認定されると認識しているところです。

在宅医療介護連携支援センターの方ですが、今年度から三友堂病院の方に委託して実施しております。場所ですが、三友堂病院の地域医療部総合患者支援センターの方に設置して実施しているところです。

現在委託している事業につきましては、三友堂病院にとって初めての事業ですので、今まで市が実施してきたものを引き継いだうえで実施していただいているところではありますが、少しずつ病院の特色を出しながら実施していただきたいと思います。

あんしん電話事業に関してお答えしたいと思います。

固定電話の回線がない状態でもできるよう、課内でも協議していますが、具体的な事業の実施に向け、補助金等の活用も含めて行えるのか、実施の頻度も含めて検討していきたいと思っています。

また、愛の一声事業や見守り訪問事業等、様々な高齢者の見守りの事業も含めまして、市として今後、高齢者も安心して過ごせるように検討していきたいと思っています。

【委員】

現状と課題という方針の6ページ目、資料で言うと、介護予防・日常生活支援総合事業の部分になります。

課題について、総合事業の上限額を超過しているということで、今後は事業の周知と、対象者の掘り起こしを行うとともに、介護予防に繋がるサービス提供となっていると評価するというお話でした。また、要支援認定者が増えており、要介護認定者が減っていることの評価の1つとして、ポジティブな意味で要支援認定者が増えているのではないかという評価を先ほどの質問の中でお聞きしたかと思います。そういったところを踏まえますと、この第1号事業に関しましても、利用することで介護予防に繋がっている、要支援に留まることができる、もしくは、改善に繋がっていると捉えることができるのではないかと思いますので、基準を超過しているということだけではなく、第1号事業の実施効果を総合的に評価したうえで今後も進めていっていただけると良いと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

総合事業の上限額を超過している部分につきましては、国の方と個別に協議をしております。超えた分も交付金をもらえるように事務手続きの方を進めております。

令和6年度につきましても、協議中ということですがまだ結果は来ていませんが、上限超過分をもらえるように協議しております。

要支援の認定者も必要なサービスを受けられるようにし、重度化しないように常に心がけることは必要なことだと思っております。また、事業の運営も滞りなくできるよう、協議できるものについては、随時協議を行っております。

(3) 介護予防日常生活圏ニーズ調査及び在宅介護実態調査に関する意見書について
事務局から説明があり、調査について意見があれば7月中に意見書を事業管理担当まで提出することについて了承された。

主な質疑は以下のとおり

【会長】

前回は口腔ケアに関する意見が出ていたと思います。質問もこの意見書に書いていいのでしょうか。

【事務局】

前回は、口腔ケアのことを質問として追加したと聞いております。意見書には質問も記載をお願いします。

(4) その他

会長から上記の他に協議事項等があるか確認し、何もないことを確認した。

質疑なし

6 その他

事務局から、老人福祉法第11条第1項第1号または第2号に定められている養護老人ホームへの措置入所に係る扶養義務者から徴収する費用の見直しについて、介護保険法に関係する事項ではないものの、別の機会に意見を求めることを伝えた。

質疑なし

7 閉会